

# 介護老人保健施設短期入所療養介護利用約款

## (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設わさだケアセンター（以下『当施設』という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に『利用者』という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように、一定の期間、短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養するもの（以下『身元引受人』という。）は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決める事を、本約款の目的とします。

## (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護同意書を当施設に提出したのち効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2および別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。

## (利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思を表明することにより利用者の居宅介護サービス計画に関わらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

## (当施設からの解除)

第4条 当施設は利用者および身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において要支援、自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護サービスの提供範囲を超えると判断された場合。
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることが出来ない場合。

## (利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計金額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変更があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計金額を翌月の20日に指定口座より振替にて支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人、その他の者(利用者代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報保護)

第8条 当施設とその職員は当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3の通り定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。

但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所等との連携。
- ③ 地域包括支援センター等との連携。
- ④ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ⑤ 利用者の病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
- ⑥ 生命・身体の保護のため必要な場合。(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼する事があります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診察を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(虐待防止対策)

第11条 当施設は、利用者に対して精神的にも肉体的にも、体罰、暴言、セクハラ等あらゆる権利侵害、虐待を行いません。また、施設内外において利用者に対しての権利侵害虐待を発見、又は、疑わしい事象を確認した場合は、別途、「身体拘束及び高齢者虐待への対応」に基づき報告、通報等適切な措置を講じます。

(褥瘡対策)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備します。

(要望又は苦情等の申し出)

第13条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する短期入所療養介護に対して要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出る事ができ、又は備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第14条 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

# 介護老人保健施設わさだケアセンター 短期入所療養介護重要事項説明書

(2024年8月1日)

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 わさだケアセンター
- ・開設年月日 平成6年5月12日
- ・所在地 大分県大分市大字市字大坪11番地の2
- ・電話番号 097-541-6655 ・FAX 097-541-5468
- ・管理者名 小野 敬 司
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4450180064号)

### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設わさだケアセンターの運営方針]

1. 利用者の状態、家庭環境を考慮し、その意向を尊重したケアプランの下で、将来をみずえた生活支援に努める。
2. 利用者の人柄や主体性を尊重しながら、明るく、家庭的な雰囲気の中で愛情を持ったサービスに努め、生活の向上を図る。
3. 利用者のプライバシーを守り、地域社会との連携の下、利用者のニーズにあった生活環境を確立するように努める。

### (3) 施設の職員体制

		業 務 内 容
・医師	常勤換算方法で1名以上	健康管理及び医療の適切な処理
・看護職員	常勤換算方法で10名以上	保健衛生並びに看護・介護業務
・介護職員	常勤換算方法で24名以上	日常生活全般の介護
・支援相談員	1名以上	相談指導業務
・理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士等	常勤換算方法で 2人以上	理学療法・作業療法 又は言語聴覚士業務
・管理栄養士	1名以上	栄養管理及び給食業務
・介護支援専門員	1名以上	介護保険申請代行、利用計画作成
・事務職員	1名以上	庶務会計・一般事務
・歯科医師	1名以上	口腔内環境管理業務
・歯科衛生士	1名以上	口腔内環境支援業務
・薬剤師	1名以上	薬剤管理業務

- (4) 入所定員等 ・定員 100 名  
・療養室 個室 12 室、2人室 8 室、4人室 18 室

## 2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食 8時00分 ～ 9時00分  
昼食 12時00分 ～ 13時00分  
夕食 18時00分 ～ 19時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助に要する利用者には特別浴槽で対応します。  
入所者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 口腔ケア計画等の口腔内管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス（原則週1回《毎週水曜日》実施）
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ 送迎
- ⑭ その他  
\*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

## 3. 協力医療機関

当施設では下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

### ・協力医療機関名

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ▽ 大分三愛メディカルセンター | 大分市大字市1213番地  |
| ▽ 大塚眼科          | 大分市田中町8-2A    |
| ▽ コウノ皮膚科医院      | 大分市大字上宗方555-7 |
| ▽ 宮本耳鼻咽喉科       | 大分市大道町4-5-30  |

### ・協力歯科医療機関名

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| ▽アルプス歯科           | 大分市中戸次前田1448 |
| ▽みどり歯科おとなこどもクリニック | 大分市常行1291-1  |

## ◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」に記入いただいた連絡先に連絡します。

## 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会は、午前9時から午後8時までとし、面会簿に記入しなければならない。
- ・消灯時間は、午後9時とする。
- ・外出・外泊は、所定の手続きをとって外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設管理者に届け出なければならない。
- ・喫煙は、指定された場所以外は禁止とする。（特に寝具の上、寝たばこ）、飲酒は、施設管理者に届出をし、節度を守る。
- ・設備・備品の取り扱いは、施設管理者に届出をし、無断で位置、形状を変えてはならない。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、生活に必要な最低限度とし、必ず記名すること。危険物は、持ち込まないこと。
- ・多額金銭及び貴重品は持ち込まないこと。
- ・外泊時等の施設外での受診は、施設管理者の許可と紹介状が必要となります。必ず施設に届出をしてください。
- ・ペットは持ち込まないこと。

## 5. 非常災害対策

- ・防災設備                  スプリンクラー・消火器・消火栓・自動通報装置
- ・防災訓練                   年4回

## 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

トラブルや感染の要因となるため、金銭・物品・食品の利用者間の授受は禁止とします。

## 7. 要望及び苦情の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。 支援相談員：三和田, 竹中, 護摩所, 荒木

(電話097-541-6655)

また、要望や苦情なども、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に設置された「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。 管理責任者：(施設長)小野敬司

当施設以外に、お住まいの市町村及び大分県国民健康保険団体連合会に相談・苦情等の受付窓口がございます。

大分市役所 長寿福祉課                                  (電話 097-534-6111)

大分県国民健康保険団体連合会                      (電話 097-534-8470)

## 短期入所療養介護について

### ◇ ご利用いただける方

介護保険法により、要介護1から5と認定された方

### ◇ 介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### ◇ 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医療的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するに当たっては利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### ◇ 利用料金

#### （1）基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度により利用料金が異なります。また、自己負担割合により利用料金の自己負担額が異なります。以下は1日あたりの1割負担分です。）

#### ◎介護老人保健施設短期入所療養介護費（在宅強化型・従来型個室）

・要介護1	819円
・要介護2	893円
・要介護3	958円
・要介護4	1,017円
・要介護5	1,074円

#### ◎介護老人保健施設短期入所療養介護費（在宅強化型・多床室）

・要介護1	902円
・要介護2	979円
・要介護3	1,044円
・要介護4	1,102円
・要介護5	1,161円

#### ◎特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

・3時間以上4時間未満	664円
・4時間以上6時間未満	927円
・6時間以上8時間未満	1,296円

- \*在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日51円加算
- \*夜勤体制加算で24円加算
- \*入所時および退所時に送迎を行った場合には、それぞれ184円加算
- \*個別リハビリテーションを行った場合240円加算
- \*若年性認知症利用者を受け入れた場合120円加算
- \*医師の指示に基づき療養食を提供した場合、1日に3回を限度として8円加算
- \*認知症行動・心理症状が認められるため緊急に短期入所受入れを行った場合、7日間200円加算
- \*緊急時施設療養費
  - 緊急時治療加算・・・病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬・注射・検査・処置等を行った場合、1日518円加算（連続する3日限度）
  - 特定治療・・・介護老人保健施設においてやむを得ない事情により行われるリハビリテーション・処置・手術・麻酔・放射線治療を行った場合、診療報酬点数表に定める点数を加算
- \*緊急に短期入所受入れを行った場合、7日を限度（やむを得ない場合は14日）を限度として90円加算
- \*治療管理を目的とし、指定短期入所療養介護を行った場合、10日を限度として275円加算。（緊急時施設療養費を算定した場合は、算定しない）
- \*要介護4又は5の重度療養管理が必要な利用者に対し、計画的な医学的管理を継続的に行った場合、120円加算
- \*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・介護職員のうち、介護福祉士の割合が80%以上で22円加算。
- \*口腔連携強化加算・・・当施設の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合に、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に当該評価の情報提供を行った場合1月につき1回に限り50円加算
- \*生産性向上推進体制加算（Ⅰ）
  - 以下の要件を満たした場合、1月につき100円加算（生産性向上加算（Ⅱ）を算定した場合は、算定しない）
  - ①生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている
  - ②見守り機器等のテクノロジーを複数導入している
  - ③職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組を行っている
  - ④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行っている
- \*生産性向上推進体制加算（Ⅱ）
  - 以下の要件を満たした場合、1月につき10円加算（生産性向上加算（Ⅰ）を算定した場合は、算定しない）
  - ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上がトータルに基づいた改善活動を継続的に行っている
  - ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している
  - ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行っている
- \*介護職員処遇改善加算として、上記報酬に介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ支援加算以外の加算・減算を加えた金額の3.9%加算（R6.5.31まで）
- \*介護職員等特定処遇改善加算として、基本報酬に介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ支援加算以外の加算・減算を加えた金額の2.1%加算（6.5.31まで）





# 介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

## 個人情報保護方針

当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供および個人情報の保護に積極的に取り組んでいくものとします。

## 介護・診療情報の提供

- ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師、看護師または支援相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

## 介護・診療情報の開示

- ご自身の介護・診療の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、医師または「相談室」に開示をお申し出ください。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

## 個人情報の内容訂正・利用停止

- 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- 当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

## 個人情報の利用目的

- 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は別紙に記載します。
- 当施設は、介護職員等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で介護・医療専門職等の学生等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

## ご希望の確認と変更

- 入所予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者様ご本人に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。
- 居室における氏名掲示を望まない場合には、お申し出下さい。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。
- 電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出下さい。
- 一度出されたご希望をいつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

## 相談窓口

- ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用下さい。

個人情報相談窓口	支援相談員	三和田 典子
	〃	護摩所 千明
	〃	竹中 雄大
	〃	後藤 絢美
	〃	梅本 日奈子
	〃	荒木 紀貴

## 個人情報情報の利用目的

介護老人保健施設 わさだケアセンター では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 《介護老人保健施設内部の利用目的》

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 《他の事業者等への情報提供を伴う利用目的》

- ・当施設が利用者等に提供する介護のうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
  - －施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、適切な対応を行うため協力医療機関との病歴等の情報共有
- ・介護保険事務のうち
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・提携機関である「社会福祉法人三愛会」との間で、一貫した介護サービス等を提供するため
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業対し、その日常生活及び社会生活の総合的かつ効率的な支援のために提供する介護サービス及びその向上等のため
  - －利用者の心身に緊張状態・事態が生じた際に、当該利用者の生命、身体やその他の権利、利益を保護するため

### 【上記以外の利用目的】

#### 《当施設内部での利用に係る利用目的》

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

#### 《他の事業所等への情報提供に係る利用目的》

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

令和6年4月1日

介護老人保健施設 わさだケアセンター  
管理者 小野 敬 司